



改正新会社法シリーズ

会計参与制度

新年度が始まって早や3ヶ月。新入さんたちも5月病を克服して顔つきが頼もしくなってきたでしょうか。

I. 会計参与制度

新会社法では、今までに無かった会社の役員として「会計参与」制度が創設されました。

この会計参与とは、中小企業の会計の信頼性を高めるための制度で、株主総会で選任され、会社の取締役と一緒に決算書類を作成し、必要に応じ株主総会では決算書の説明を行う役割を担うこととなります。

II. 会計参与になれる人の条件

この会計参与は、会計の専門家が決算書の作成から、保存、開示までかかわるしくみであることから、資格要件が次のとおり決められています。

会計参与の任期や報酬は取締役と同様とされ、決算書に誤りがあったり、不正を見逃した場合は社外取締役と同様の責任を負うこととなります。

- 税理士
- 税理士法人
- 公認会計士
- 監査法人

III. 新制度の趣旨

会計参与を選任するかどうかは、株式会社の任意で、会社の規模に関係なく会計参与を選任できます。

しかし、法律が念頭に置いているのは中小企業で、金融機関や取引先に経営の健全性を示す手段として活用されることを期待しています。

企業側も金融機関から融資を受ける際に、担保や金利面で優遇を期待したいところです。